

若者施策検討部会 職務代理の選出について

- 神奈川県子ども・若者施策審議会条例第7条第5項の規定において、部会長の職務代理については部会長があらかじめ指名することとされています。
- 今回の書面開催にあたり、部会長である長谷川委員より職務代理について、下記のとおり指名していただきましたのでご報告します。

【職務代理】

深町 珠由委員

【理由】

社会心理学を御専門とされ、当部会で検討する重要課題である若者の就労支援に関する諸問題に精通されているため、適任である。

<参考>

神奈川県子ども・若者施策審議会条例（抜粋）

第7条

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。